



2025年5月20日発行

編集:税理士 FP 実務研究会事務局

(株)日税ビジネスサービス

東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー29階

第433号

◆「資産承継」(遺言と信託)でお悩みの方

まず、遺言について相続対策として有効と言われるのはなぜでしょうか。

最大の理由は、**相続人で行う遺産分割協議が不要**になるからです。遺言がない場合には、相続人間でどの財産を誰が相続するのかの話し合いを行わなければなりません。話し合いが揉めてまとまらなかったり、相続人の一人が非協力的で話し合いに参加してくれなかったり、音信不通でどこにいるかわからない場合等、様々な要因で遺産分割協議がまとまらず、相続手続きが進まなくなってしまう、そのような事態は遺言書を作成することで防ぐことができます。

また信託会社等の「**遺言信託**」をご利用される場合には、遺言書作成のサポート、遺言書の保管、遺言執行までを一括して任せることができます。特に遺言執行者としてその信託会社等を指定することで、煩雑な相続手続きを任せられることができるため、**相続人の負担を軽減**することができます。個人を遺言執行者に指定した場合にはその方が亡くなってしまったり、高齢で手続きできなくなってしまったりすることがあり得ますが、信託会社等の法人を遺言執行者に指定することで **遺言執行者が不在になるリスクを抑える**ことができます。遺言執行者を指定していない場合や遺言執行者が不在となる場合には家庭裁判所にて遺言執行者選任の申立手続きが必要となり、相続人への負担が増えることとなります。

以上のようなメリットがある遺言(遺言信託)ですが
具体的には以下のような方が、遺言書の作成、遺言信託をご利用されています。

- ・子供がいないので、全てを配偶者へ相続させたい
 - ・面倒を見てくれる子供に、より多くの財産を渡したい
 - ・再婚しているため、先妻の子供と後妻の子供間の遺産の調整をしておきたい
 - ・事業や家業の後継者に継がせるために上手な配分をしておきたい
- 遺言では、ご家族の状況、立場などそれぞれのご事情を考慮して、法定相続分とは異なる配分をすることが可能です。(なお、「遺留分」の制約がありますので、遺留分侵害額請求があった場合を考慮する必要もございます。)
- ・お世話になった相続人以外の人や団体に、財産の一部を遺贈、寄付をしたい
- 世話になった相続人以外の人への遺贈又は公益法人や学校、医療研究所に寄付する等、社会・公共のために遺産を役立てたいとお考えの方も増えてきています。
- ・相続手続きが大変だから第三者に任せたい、相続人に負担をかけたくない
(遺言信託)

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	公証人による	遺言者自身による
費用	かかる(公証人手数料)	かからない (遺言書保管制度利用時はかかる)
方式不備で無効となるリスク	なし	あり
字が書けない場合	作成可能	作成不可(財産目録以外自筆)
検認手続きの要否	不要	要 (遺言書保管制度利用時は不要)
証人の要否	要(2名)	不要
保管上の危険性(破棄、隠匿や改ざん)の有無	なし (原本は公証役場で保管)	あり (遺言書保管制度利用時はなし)

まず、信託の最大のメリットは生前の財産管理ができるという点になります。

認知症になってしまった場合には、預金口座の凍結や不動産の売買ができないという事態になる可能性があります。意思能力がしっかりしているうちにご本人(委託者兼受益者)と受託者で信託契約を締結、受託者名義に変更することで、受託者が財産管理等を行うことができますので、認知症対策として大変有効なものと言えます。

また、近年、親族等が受託者となる家族信託(民事信託)が、世間的にも認知され、公正証書作成件数も増加してきております。信託会社等を受託者として契約する商事信託と比べると受託者名義の金融機関口座作成等の難しい面もありますが、親族等が受託者となるため、信託期間中の報酬が発生しない、発生しても低額になるケースが多いため、費用面で抑えることができます。ただし、身近に受託者となる適当な人がいない、受託者の事務負担を考慮して、第三者に任せたいという場合には、商事信託をご利用いただくこととなります。

財産を承継する観点としては、信託契約で信託した財産において、信託契約終了時の帰属権利者を定めることで財産の行き先を決めることができます。また、委託者兼当初受益者の死亡後も、相続人等を第二受益者に設定し、信託契約を継続することで、分割して定期的な金銭の給付を行うこともできます。(これらを「遺言代用信託」といいます。)

また、2次、3次以降の受益者を設定し、信託契約を継続することで、複数世代の承継先を指定することも可能です。(これを「受益者連続信託」といいます。)

以上のように信託についてできることをご説明させていただきましたが、具体的には以下のような人がご利用されています。

- ・認知症対策として生前のうちから財産管理をしてほしい
- ・アパート等の収益不動産の管理負担を軽減したい
- ・親族に障がい者がおり財産を残したい、定期的に金銭の給付をしてほしい

→特定贈与信託(商事信託)として贈与税非課税枠あり。※障がいの等級によって異なります。特定贈与信託につきましては、過去のコラムでも記載しておりますのでご興味のある方はそちらも併せてご覧ください。

- ・子供がいないが先祖代々承継している資産は自分の血族に承継させたい
- ・相続人が未成年者や浪費家なので、分割で財産を渡してほしい
- ・企業オーナーとして経営権を維持しつつ、自社株を後継者へ円滑に承継させたい

今回のまとめとしまして、「遺言(遺言信託)」と「信託」を比較した表をご案内いたします。※信託は契約を行うことを前提にしております。

	遺言	信託
単独で作成可能か	可能(遺言者本人)	不可能 (委託者本人と受託者で契約)
効力発生時期	遺言者の死亡後	契約で定めた時期 (生前から可能)
対象となる財産	全ての財産について記載可	信託する財産
分割での承継	不可能	可能
二代以上先の財産承継	不可能	可能
撤回の可否	可能	委託者・受託者双方合意の場合等では可能
生前の財産管理	不可能	可能
第三者(信託会社等)に手続きを依頼する場合	遺言信託を利用	商事信託を利用

なお、上記のとおり、生前に管理してほしい財産を特定して信託し、それ以外の財産を遺言に記載するという方法で併用することも可能です。

※例：生前に認知症対策として不動産(収益物件)と金銭の一部を信託し、残りのご自宅等の不動産と金銭は遺言に記載する。

ご家族の状況や財産によって、遺言のみ、信託のみで構わない場合、併用した方がいい場合があります。

遺言書であれ、信託契約書であれ、どちらも意思能力がしっかりしているうちでしか、作成することができません。また、家族信託(民事信託)をご検討されている方につきましては、遺言と比較すると信託契約の内容がやや複雑になりますのと、契約内容の検討や信託口座を作成する金融機関の選定及び審査でお時間がかかります。ご家族の状況、所有する財産を見つめ直し、将来の相続に心配や懸念があるようでしたら、**お早めに専門家、信託会社等にご相談してみることをお勧めいたします。**

私ども日税グループでは信託を活用した資産・事業承継のご相談に専門の職員が丁寧、親切にご対応致します。ご相談は無料ですので、お気軽にお問合わせ下さい。

<著者プロフィール>

株式会社日税経営情報センター

2018 年創業。全国の中小企業や経営者に対して、顧問税理士と共に経営に関する専門的なコンサルティング及び、M&A をはじめとした資産・事業承継を検討から実行までのサービスを提供している。

■■■■ 著作権 など ■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。

参考

日税経営情報センター コラム (信託):<https://www.nbs-nk.com/column/index.php?category=trust>